

市民文化創造館の運用変更について

令和2年6月15日より適用
令和2年9月1日改定
令和2年9月19日改定
令和2年11月18日改定
令和3年1月8日改定
令和3年3月19日改定

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民文化創造館では、様々な対策を行ってまいりますので、ご利用の皆様におかれましては、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 施設の定員について

ホール

- ◆観客による大声での歓声・声援等がないことを前提とした催しを開催する場合・・・264人

催物の例：クラシック音楽コンサート、演劇・人形劇、バレエ・舞踊、
伝統芸能、落語・漫才、講演会・説明会・式典 等

- ◆観客による大声での歓声・声援等が想定される催しを開催する場合・・・132人 異なるグループまたは個人間では座席を一席は空けていただきますが、同一グループ（5名以内に限る）内では、座席等の間隔を設ける必要はありません。それによって、収容人数が132人を超えることは可能とします。

催物の例：ロック・ポップコンサート、キャラクターショー、親子会公演等

※上記は、今後の感染拡大の状況等により、見直しが生じる場合があります。
※緊急事態宣言が発令される等して、国の基本的対処方針が上記記載内容と異なる場合は、国の方針を優先します。

控室

引き続き間隔を空けてご利用ください。

- ◆控室の定員は、当面の間12人とします

(1人あたり2.25㎡、対人距離1.5mを基準)。

2. 活動内容の制限等について

現在、下記A. B. Cに区分して制限させていただいております。

A. 船橋市の基本的基準【※注1】を遵守したうえで実施できるもの

楽器演奏	弦楽器・打楽器などの飛沫の伴わない楽器の演奏
歌・演劇等	合唱におけるハミングの練習、演劇は身体表現のみの練習等
ダンス	人と触れない練習、単独でのダンス等、接触や密接を伴わないもの

B. 船橋市の基本的基準【※注1】に加えて、ホールの使用基準【※注2】を遵守したうえで、実施できるもの

楽器演奏	吹奏楽器の演奏
歌・演劇等	発声が伴うもの全般

C. 実施できないもの

ダンス	接触や密接を伴うもの（社交ダンス・フォークダンス・チアダンス・スコティッシュダンス等） ※ただし、競技ダンスでパートナーが固定されているものは実施できる場合があります。詳しくはお問合せください。
-----	--

【※注1】船橋市の基本的基準

- ・人との接触を避け、対人距離（1.5m）を確保する。ただし、整列等は1m間隔も可能とする。
- ・「三つの密」（1：密閉空間、2：密集場所、3：密接場面）を避ける。
- ・飛沫感染防止のため大きな声での会話や応援等をしない。
- ・極力利用時間を減らす。人が多い時は、利用時間を短くする。
- ・手洗い・手指の消毒を徹底する。
※手指消毒液がない場合は、石鹸を使用し手洗いを実施する。
- ・マスクを着用する。
- ・咳エチケットを遵守する。
- ・利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する。
以下の(1)～(4)に該当する場合は、入場制限あり
 - (1)原則 37.0度以上の発熱がある場合
又は、37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合
 - (2)息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
 - (3)咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - (4)過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ・定員が設定されている施設は、1人当たり2.25㎡（対人距離1.5m）を基準に利用人数の上限を定める。
- ・施設の入場時、施設入口で「手指消毒、施設利用者カードへの記入（健康観察含む）、マスクの着用」を確認する。

【※注2】ホールの使用基準（令和2年9月1日改定）

金管楽器・木管楽器・尺八等の吹奏楽器の演奏及び、合唱・詩吟・謡曲・カラオケ・演劇等の発声を伴う活動を行う際の条件

【上記活動を行う場合の条件】

- ①検温は自宅の他、市民文化創造館到着後行うこと。
※37.0℃以上または平熱比1℃以上の発熱がある方は、ご利用をお控えください。
- ②人との接触を避けるため、基本的に社会的距離（概ね2m）を確保する。（控室、舞台袖を含む）
※対面を避け十分な距離を保ち、場合によってはアクリル板や透明ビニールカーテン等により遮蔽すること。
※合唱の練習においては、団員の距離を前後2m以上、左右1m以上確保すること。
また、連続した練習時間は30分以内とし、5分以上、扉を開放して換気を行うこと。
- ③使用の楽器等について水滴、唾抜き等は、吸水シート等を用意して処理すること。
※吸水シート等は各自が密閉し持ち帰り処分すること。
- ④表現上困難な場合、または演奏に支障がある場合を除き、原則としてマスクを着用すること。
- ⑤公演を開催する際は、市民文化創造館側と十分協議のうえ利用形態を決定する。
※演劇では、密な状況となる演出を避けること。
※観客に声援を求める、観客をステージに上げる、ハイタッチ等の行為を行わないこと。
また、客席をアクティビティエリアにしないこと。
- ⑥舞台の利用人数は10人を上限とすること。

3. 来場者・主催者をお願いする基本的事項

ご利用にあたり、以下の事項をお守りください。

- ① 手洗い・手指の消毒の徹底とともに、咳エチケットを遵守し、マスクを着用してください。
マスクを持参していない方がいた場合は、主催者側でマスクを配布し、着用してもらってください。
- ② 主催者におかれましては、手指消毒液の持ち込みにご協力ください。手指消毒液が不足した場合は石鹸による手洗いを実施してください。
- ③ 飛沫感染防止のため、場内での大声での会話や声援等はお控えください。大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができる体制を整備してください。
- ④ 来場者は来館の前に自宅で検温するとともに、主催者は来場者に対して入場時の検温を実施してください（非接触型体温計を貸し出します。）。
- ⑤ 発熱や咳、のどの痛み、息苦しさ、だるさ、その他体調不良の場合は入場しないようお願いいたします。
- ⑥ 有料の催物において、体調不良により入場をお断りした際は、入場料・参加費の払い戻し等の措置をお願いいたします。

- ⑦ 主催者は、催物を開催する前に、来場者に対して厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」のインストールを促してください。

4. 施設利用者カードの記入等

来場者、主催者（出演者を含む）の皆様には、「施設利用者カード」（もしくは連名式の「施設利用者名簿」）の記入をお願いします。

- ・ 記入内容は、氏名、電話番号、当日の体調、2週間以内の渡航歴です。
- ・ 記入後のカード・名簿は、主催者が1か月間保管し、処分してください。
- ・ 保管・処分がむずかしい場合は事務室に提出してください。カード・名簿自体は市民文化創造館で用意します。

5. その他

「三つの密」（1：密閉空間、2：密集場所、3：密接場面）を避けてください。

- ① 開場前に行列ができないように場外整理を行い、自由席ではなく座席番号の入った整理券を配布する等、分散させる工夫をしてください。
- ② 来場者に、入場後ロビーで施設利用者カードを記載してもらう場合は、密集しないように入場数に見合った記載台を用意する等の工夫をしてください。
- ③ 入場時のチケットもぎりやパンフレット配布の際は、マスクの他、手袋を着用してください。チケットは来場者が自分で半券を切って箱に入れ、主催者がそれを目視で確認してください。また、パンフレットは来場者に取ってもらう等、簡略化の導入も検討してください。
- ④ 休憩時にトイレに行列ができないように整理を行うとともに、休憩時間を十分にとる等の対応を図ってください。
- ⑤ 物品販売を行う場合は、密集を避けるための人員を配置し、整理を行ってください。
- ⑥ 入場者が多いときは、公演時間を調整する等、利用時間内に終了できるようご協力ください。
- ⑦ 終了後は、来場者が無為にホール・ロビー内に留まることなく速やかに退館するよう促してください。
- ⑧ 出演者との握手会やサイン会等、接触・密接する行為はお控えください。
- ⑨ 控室、舞台袖、舞台上では、過密にならないように配慮してください。利用形態によっては、制限をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- ⑩ 終了後、使用備品等の消毒作業にご協力ください。